

《資料紹介》

Mahanoy Area School District v. B.L.,
594 U.S., 141 S.Ct. 2038 (2021)

福岡久美子

【事実の概要】

B.L.(彼女の両親とともに、当該事件における被上訴人)は、ペンシルベニア州マハノイのハイスクルの生徒である。彼女は、代表チアリーディングチームに入ることも、より望むソフトボールのポジションを得ることもできなかったが、二軍のチアリーディングチームを提示された。特に、コーチが新人を代表チームに入れたので、B.L.はその決定を潔く受け入れることができなかった。

週末、校外で、B.L.はスマートフォンを使ってスナップチャット「story」に2枚の写真を投稿した。1枚目は、中指を立てたB.L.と友達の写真で、見出しは「くず学校くずソフトボールくずチアーすべてくず」であった。2枚目の画像は空白だが、見出し「代表チアリーディングチームに入る前に、1年間、二軍のチームにいる必要があると言われたが、誰にでも当てはまることではなかったのか？」が投稿され、逆さまの笑顔の絵文字も書かれていた。

B.L.のスナップチャット「friends」には、同じ学校の生徒も入っており、その何人かはチアリーディングチームに入っている。少なくとも彼女たちの1人が、携帯電話を使ってB.L.の投稿の写真をとり、他のチームメイトと共有した。そのうちの1人は彼女の母親(チアリーディングチームのコーチ)に見せ、画像が広まった。その週、何人かの生徒たちは、B.L.の投稿に関して「明らかに動揺して」コーチのところに行った。2人のコーチの1人が教えている代数の授業中、投稿に関する質問がなされた。

学校長と問題を協議した後、コーチは、投稿は学校の課外活動に関する暴言なので、部と学校の規則を破ったと決定した。結果、次年度、二軍のチアリーディングチームに入ることを禁じた。B.L.は謝罪したが、決定は変えられなかった。学校の運動部長、監督、校長、教育委員会は、B.L.が部に入ることを禁止することに同意した。そこで、B.L.は両親とともに提訴した。

ペンシルベニア州中部地区合衆国地方裁判所は、B.L.のスナップチャットは実質的破壊をもたらさないため、懲戒は合衆国憲法第1修正違反であり、B.L.に名目的損害賠償と弁護士費用を認め、学校に懲戒記録の削除を命じた¹⁾。

第3巡回区合衆国控訴裁判所は地裁の判決を支持した²⁾。B.L.の表現は校外でなされたので、Tinker基準は適用されず、学校は、B.L.が純粹言論をしたことに対して懲戒できないと結論した。同意意見も多数意見に賛成したが、Tinker基準が適用される、されないにかかわらず、B.L.の表現は実質的に破壊的ではないので、学校はB.L.の懲戒を十分正当化できないとした。

学校区は、合衆国最高裁判所に、「公立学校職員は、学校の業務や規則を実質的に破壊する

表現を規制できるという(Tinker 基準)は、校外で発せられた生徒の表現にも適用される」とかという決定を求めて、裁量上訴した。

【判 旨】

〔ブライヤー裁判官による法廷意見〕

合衆国最高裁判所は、Tinker 事件において、生徒は「校門のところで」さえも「表現の自由の憲法上の権利を捨て去り」はしないと明らかにした³⁾。また、強調してきた特徴は、学校が時々親代わり(in loco parentis)、すなわち、親の立場に立つという事実である⁴⁾。

そして、「教室での学習を大いに破壊し、または、実質的な無秩序や他人の権利の侵害を含む」表現を規制することができる⁵⁾。その後、この基準をもとに、(1)学校で学校の集会の間に発せられた「下品」「わいせつ」「粗野」な表現⁶⁾、(2)校外学習で「違法な薬物使用」をそそのかす表現⁷⁾、(3)学校後援の新聞のような、「学校の許可を得る」と他人が合理的に理解する表現⁸⁾に対する学校の規制を認めた。

生徒の校外の表現に対して、学校に与えられた生徒の表現を規制する付加的な資格は必ずしも消滅しない。学校の規制する利益は、校外であっても、幾分、重要である。当事者の準備書面、法廷助言者は、学校の規制を求める校外の行為をいくつか挙げる。特定の個人を対象とする深刻な虐待や嫌がらせ、教員や他の生徒を対象とする脅し、授業、レポート、コンピューターの使用、他のオンラインの学校活動への参加に関する規則に従わないこと、学校のコンピューター内部に重要に含まれている学校安全のデバイスの破壊などである。

B.L.自身、彼女を支持する法廷助言者でさえ、第3巡回区控訴裁判所の校外と校内の区別を再定義する。学校が生徒に責任があるとき、学校のすぐそば、登下校時、学校のノートパソコンまたは学校のウェブサイト上でなされた表現、遠隔授業の間の表現、eメールのアカウントまたは電話での通信を校内の表現と扱う⁹⁾。チームスポーツのような課外活動に関係する表現も、B.L.の提案された準則の下で特別な扱いを受ける¹⁰⁾。

基本的に、学校の特別な利益の性質に関する Tinker 事件の一般的な供述を、校外に適用する可能性を否定する。特に、コンピューターを基本とした授業の出現により、多くの学校関連の校外活動の中で、どれがこのようなリストに入るのか正確に決定することに躊躇する。生徒の年齢、校外活動の性質、学校自体に及ぼす影響に応じて、リストがいかに変化するのか、我々は今なおわからない。よって、我々は、何が「校外」表現とみなされるか、例えば、学ぶ活動の実質的な破壊の防止または学校共同体をつくる人の保護という、学校の特別な必要性に、校外で譲らねばならないかどうかについて、一般的な合衆国憲法第1修正の準則を表明しない。

校外の表現の3つの特徴を次に述べる。

第1に、校外の表現に関して、学校はめったに親代わりにならない。In loco parentis 理論は、生徒の両親が保護、指導、しつけない状況下で、学校当局を生徒の両親の地位に立つとみなす。校外の表現は、一般に、学校関連責任よりも両親の責任範囲に入る。

第2に、校外の表現の規制は、校内の表現規制と合わせると、生徒が24時間発する表現すべてを含むことになる。裁判所は校外の表現を規制する学校の努力にもっと懐疑的でなければな

らない。なぜなら、規制によって生徒がそういう表現をまったくできないことになるかもしれない。学校、学校プログラムまたは活動の外で起こる、政治的または宗教的な表現に関しては、学校は、干渉を正当化するために重い負担を負っている。

第3に、特に表現が校外で起こるとき、学校は生徒の不人気な表現を保護することに利益がある。アメリカの公立学校は、民主主義の保育園である。我々が「思想の自由市場」を保護するなら、議会制民主主義は働く。表現の自由な交換は情報に基づく世論を促進する。そして、立法者に伝えられるとき、それは人民の意思を表す法律を制定するのを助ける。その保護は不人気な考えの保護を含まなければならない。人気のある考えには保護の必要はより少ない。

多くの異なる種類の校外の表現、異なる潜在的な学校関連および状況に固有の正当性、それらの正当性が合衆国憲法第1修正の柔軟性を要求する異なる程度を考慮に入れると、一般的な問題として、これ以上は、ほとんど言うことができない。校外の表現の3つの特徴によって、第1修正が学校に認める権限は減る。我々は、どこで、いつ、どのように、これらの特徴が重大な差異をつくるのか、将来の事件にゆだねる。しかし、当該事件は、1つの例を提供することができる。

当該事件においては、下品な表現はさておき、チーム、チームのコーチ、学校の批判等であった。この批判は合衆国憲法第1修正の保護の外にある特徴を含んでいなかった。B.L.の投稿は攻撃的な言葉ではなく¹¹⁾、表現はわいせつではなかった¹²⁾。もし彼女が成人ならば、第1修正が強い保護を与える純粋言論の種類であった¹³⁾。

B.L.の投稿は、校外から就学時間外になされた。彼女は投稿において学校を特定しなかったし、学校共同体のメンバーを下品または虐待的な表現の対象にしなかった。また、B.L.は、スナップチャットの私的な仲間を構成する聴衆に個人的な携帯電話で表現を伝達した。彼女の表現が学校に伝わる危険もあったが、それでも、B.L.の発言を罰する学校の利益を減じる。

しかし、主として生徒が学校やコーチを批判するために、下品な言語を使用するのを禁ずる学校の利益についてはどうか。その一般的な関心を次の3つに分けることができる。

1つ目に、良い行儀を教えること、学校共同体の一員に対する下品な言葉の使用を罰することに関する学校の関心を考慮する。この強さは、B.L.が彼女自身の時間に学校の外で話したという事実によって、かなり弱められる¹⁴⁾。

B.L.は、学校が親の立場(in loco parentis)にない状況の下で話した。B.L.の両親が、コンビニにおけるB.L.の行動の管理を学校当局に委任したと信じる理由もない。B.L.の投稿の下品さは、学校等に対する苛立ち、批判の表現である。さらに、学校は、生徒が校外で下品な言葉を使うのを防ぐ一般的な力の証拠も提示しなかった。よって、当該事件において、良い行儀を教える学校の利益は、B.L.の表現の自由に対する利益を克服するのに十分ではない。

第2には、学校管理の課外活動の範囲内なので、学校は混乱を防ごうとしていたと主張する。しかし、学校活動の相当な破壊、または他人の権利に対する危害を見いださえない¹⁵⁾。問題に関する議論は、2、3日の間、代数学のクラスのせいぜい5～10分をとったこと、そして、チアリーディングチームの一部のメンバーがB.L.のスナップチャットの内容に狼狽したことを示すだけである¹⁶⁾。ここで主張された妨害は、Tinker事件において要求された基準を満たさ

ない。

第3には、学校は、チームの品行に対する不安を表明する証拠を提示した。コーチの1人は、「学校で生徒に衝撃を与えるかもしれない悪影響があったという事実に基づく」ものため、学校がB.L.をやめさせることに決めたと証言した¹⁷⁾。しかしながら、チーム品行の重大な低下を示唆するものは他にはほとんどない。単純な「恐れまたは懸念は…表現の自由の権利にまさるほど十分ではない。」¹⁸⁾

合衆国憲法第1修正保護に値しないものとして、B.L.の言葉を退けるかもしれない。しかし、時々、必要なものを守るために余分なものを保護することが必要である¹⁹⁾。

第3巡回区控訴裁判所の相対多数意見には同意せず、同意意見に似ている上述の理由で、学校がB.L.の合衆国憲法第1修正の権利を侵害したことに同意する。よって、原審は認容される。

[アリート裁判官による同意意見(ゴースッチ裁判官同調)]

なぜ、合衆国憲法第1修正は、公立学校生徒の表現の自由の権利が、公立学校に通わない他の青少年の権利より制限されるのを許すのかという入り口の問題から始める。公立学校が生徒の表現を制限する時は、学校は州の部門として行動する。B.L.が私立学校に在籍していて、彼女が当該事件で行ったことと全く同じ事をしたとしても、ペンシルバニア州には彼女を罰するための法的根拠がなくて、試みさえしないだろう。

生徒の表現規制に関係している訴訟は、校内の表現か校外の表現に等しい表現を含んでいた²⁰⁾。そして、これらの事件で、合衆国最高裁判所は、学校環境の特別な特徴が特別な準則を正当化したのを当然のこととみなしたようである²¹⁾。

実際問題として、管理者と教員が校内の生徒の表現を規制することができないなら、どれほど学校が機能できるか見るのは不可能である。例えば、数学のクラスでは、教員は、生徒が他の主題でなく、数学について話す主張できる²²⁾。また、教員が質問をするとき、教員には生徒がその質問に答えると主張する権限がなければならない。そして、生徒がお互いをさえぎることを控えるよう、要求する権限もなければならない。

しかし、彼らが校内にいないとき、学校プログラムに参加していないときに、公立学校が生徒の表現を規制する場合、学校には次の問題に答える義務がある。なぜ、公立学校の在籍は、生徒の表現の自由の権利の減少という結論になるのか。唯一の妥当と思われる答えは、明示または黙示の同意である。両親が公立学校に子どもを入学させることによって、子どもに代わって、子どもの表現の自由の権利のいくらかの放棄に同意するというこでなければならない。

子どもたちに関しては、合衆国最高裁判所は、親代わり(in loco parentis)のコモンロー理論を適用することによって、同意の問題を分析した²³⁾。コモンローの下に、ブラックストーン裁判官が述べたように、「彼の子どもの家庭教師または学校教員に、…〔父親は〕親の権限の一部を委任することが〔できた〕」；その時、親代わり(in loco parentis)にあり、雇用された目的にこたえる必要があるので、授業料に応じた親の力の一部を有する、〔すなわち〕規制と矯正のそれである。²⁴⁾

今日、教育の状況は非常に異なっている。特定の年齢範囲の子どもの教育は義務である²⁵⁾。州は、生徒が出席しなければならない1日あたりの最低時間、1年あたりの最低日数、それに、学校の全教科課程の多くの点も決めている²⁶⁾。適した学校が受け入れ可能で授業料を負担できるなら、私立学校を選ぶこともできるし、もし、時間と能力があり州が課す基準に合うならば、家庭教育をしてもよい²⁷⁾。しかし、選択または必要により、この国では90%の生徒が公立学校に通い²⁸⁾、両親と公立学校は契約関係にはない。

In loco parentis を現代のアメリカ合衆国にもってきた場合、両親が学校に依頼する任務に等しい程度の権限を公立学校が行使する、両親の同意の理論にすぎない。公立学校生徒は1日の一部分だけ学校に出席して家で暮らしているので、与えられる権限の程度は18世紀末の寄宿学校長に委任されたそれよりも明らかに少ない。しかし、公立学校の生徒は家の外で教えられるので、学校の権限はブラックストーン裁判官時代の家庭教師が有する権限よりも、少なくともいくつかの点で大きいかもしれない。

子どもを公立学校に入れるとき、両親は表現を規制する権限をどれくらい暗黙に委任するか。州に与えられた教育的な任務を果たすために、学校が行使できなければならない権限の手段も、譲られたとみなされるものでなければならない。授業日の間、学校には学校ですべての人を保護する権限がなければならない。したがって、学校は脅迫的、攻撃的表現を禁止できなければならない。しかし、生徒が通常の授業時間に学校にいるときでも、彼らは表現の自由の権利を剥奪されない。授業に干渉しない表現は、「実質的な無秩序または他の人の権利の侵害を含まない」限り、抑えられない²⁹⁾。

校外の生徒の表現に対する公立学校の規制は、別の問題である。生徒を公立学校に入学させる決定は、校外の表現を規制する権限を与えるとみなされるかもしれないが、他方、入学は生徒の表現に対する親の権限の完全な譲渡と扱うことはできない。両親には、彼らの子どもたちを、養育、教育、性格を形成する主要な権限と義務がある³⁰⁾。

公立学校の入学が校外の表現に対する権限の委任と考えられる程度は、表現の性質とそれが起こる状況による。下記のように、下級裁判所事件は2、3の基本的なグループに分類される傾向がある。公立学校に子どもたちを入学させる両親が、問題の表現を規制する権限を学校に委任したと合理的に理解できるかどうかである。

校外の生徒の表現の1つのカテゴリーは、両親が黙示または明示で提供する権限の範囲内に簡単に入る。通常の学校プログラムの時間または空間の延長(例えば、自宅でのオンライン授業、宿題、学校の登下校の間に発する言葉を含む)。また、彼らの両親の同意を得て生徒が参加する他の学校活動(例えば、修学旅行、通常の授業時間の後、校外でなされる学校スポーツや他の課外活動、放課後のプログラム)の間になされる発言も含まれる。生徒が登下校の間に発せられる虐待的な表現は、そのルート上に、虐待に関与する校友の団体の中に生徒を置くのは就学であるという理論で、このカテゴリーに分類される。生徒の校内の表現規制を正当化する責務は、これら校外の活動に多少とも適用される。合衆国最高裁判所が言及する校外の表現の特別な例の大部分は、このカテゴリーに分類される。

範囲の他の限界には、公立学校の通常の権限を越える表現のカテゴリーがある。これは、学

校、学校管理者、教員または校友に特に向けられていない、政治、宗教と社会的関係のような敏感な話題を含む公的な関心の問題を伝える生徒の表現である。そのような問題に関する表現は第1修正保護の中心部にある。そして、このカテゴリーの生徒の表現とその教育プログラムを実行する公立学校の力の関係は、非常に薄い。学校がそのような表現を規制しようとする場合、重要問題に関する攻撃的な校外の表現が論争と非難を引き起こし、校内での教育と秩序を破壊させる可能性があるとして主張できる。しかし、単にそれが「不快または不愉快である」考えを表すというだけでは、表現は抑えられないというのが、「基本原則」である。子どもを公立学校に行かせる両親が、学校にそのような重要な権利を奪う権限を与えると推測することは、不合理である。生徒が校外でみだらな表現を行うとき、生徒は両親が課す制限を受ける。しかし、生徒は他のすべての市民と同様、政府の規制に対する合衆国憲法第1修正の保護を享受する。そして、合衆国最高裁判所は、これらの権利が低俗で不快な語で言い表される表現に及ぶと判決した³¹⁾。

これら2つの両極端(校内表現に等しい校外の表現と、公的関心の問題に関して校外でなされる普通の発言)の間に、最も多くの訴訟を引き起こしたように思える、校外の生徒の表現のカテゴリーがある。次に、下級裁判所事件に言及する。

事件の1つのグループは、学校管理者、教員、他のスタッフまたは生徒に対する脅威を含む。すべての人に適用される法律は、定義された脅威のカテゴリーを禁止する³²⁾。しかし、学校は、彼らの職務がもっと広い権限を要求すると主張した³³⁾。

また別のグループは、学校管理者、教員または他のスタッフを非難するか、ばかにする言葉を含む³⁴⁾。子どもたちを公立学校に行かせる両親が、暗黙のうちに学校に子どもが規律正しくて効果的な教育のために必要とされる尊敬を示すことを要求する権威を与えると、学校は主張するかもしれない。しかし、両親は、不正、怠慢、または明白な無能についてさえ、適切な方法で不満を言う彼らの子どもたちの能力をまさか放棄しない³⁵⁾。

おそらく最も難しいカテゴリーは、他の生徒に関する批判、傷つける意見を含んでいる³⁶⁾。いじめやひどい嫌がらせは深刻な(古くからの)問題であるが、これらの概念は表現の規制のために求められるほど明確に定めるのは簡単でない³⁷⁾。

当該事件は、これらのどれにも分類されない。単に学校と課外活動の批判を含むだけであり、特定の個人を非難、ばかにする表現とは異なる。そして、B.L.の表現を罰する学校の正当化理由は弱かった。

〔トーマス裁判官の反対意見〕

「[第14修正の]採択の時点で『普通の市民』が」包含される権利と「理解したもの」を見ることによって、アメリカ合衆国憲法に編入された表現の自由の権利の範囲の評価を開始する³⁸⁾。その時代からの事件と取決めは、公立学校が生徒を罰する相当な権限を保持したことを明らかにする。生徒が学校にいる間は、その権限は絶対的なものに近い³⁹⁾。生徒が通学する時にも延長される⁴⁰⁾。そして、生徒が帰宅した後は、学校にはより少ない権限しかないが、学校環境を害する直接の傾向がある校外の表現または行為を理由に、生徒を懲戒できることはかな

り決まっていた。

この規則を適用している例として、生徒が学校から帰宅した後に、「彼の仲間の生徒のいるところで」、教員に対して「失礼な言語」を使用した事件がある⁴¹⁾。バーモント最高裁判所は、表現が「学校を傷つけ、教員の権限を破壊し、無秩序と不服従を生じさせる直接的で差し迫った傾向」があるために、教員がこの表現を理由に生徒を罰することができるかと判示した⁴²⁾。学校、教員団、生徒、プログラムを害する直接の傾向がある限り、学校は校外で発せられた表現を規制することができる。

当該事件において、B.L.の表現が校外で発せられてはいるが、B.L.の表現の目的と効果は、「他の生徒」の面前で「[プログラムとチアリーディング・スタッフ]の品位を下げること」であった。よって、「[チアリーディング・コーチの]権限を破壊する…直接的で差し迫った傾向」がある⁴³⁾。その結果、コーチには、B.L.を懲戒する権限があった。学校が「低俗な」表現を罰せられることは少なくとも、校内で起こる時には一かなり確立している⁴⁴⁾。

懲戒が、均衡がとれていないと攻撃するかもしれない⁴⁵⁾。しかし、それは我々の目的にとって重要ではない。

合衆国憲法第14修正は、公立学校が普通の州の職員としてではなく、両親から委任された代理人として行動するという、背景の法的原理に対して承認された⁴⁶⁾。In loco parentis は、学校を第14修正が他の政府行為者に置いた制約から解いた。「In loco parentis の理論は、規則を定めたり、教室を管理する学校の能力をほとんど制限しない⁴⁷⁾。」合衆国憲法第14修正が承認されたとき、すでに3つの管区には義務教育法があった⁴⁸⁾。委任が自発的な時だけ、in loco parentis の委任理論が適用されると主張する人もいるかもしれないが、1640年代という早い時期に義務教育法に似たものが認定されていた⁴⁹⁾。

多数意見は、生徒が校内で話すとき、学校が in loco parentis で行動すると認める⁵⁰⁾。しかし、理論が校外の表現に適用されるかどうか、また、合衆国最高裁判所がなぜそれを放棄したのか、その理論の歴史的輪郭を述べるできない。

Tinker 事件とは異なり、当該事件は一つの場所でなされたが無数の他人に受け取られる表現を含む。まず、歴史的テストは、生徒が課外プログラムに参加するとき、校外の表現に対する学校の権限がより大きい場合があることを示唆する。課外プログラムで活動するB.L.のような生徒には、これらのプログラムを害するより大きな可能性がある。第2に、ソーシャルメディアによってなされる校外の表現が校内で受け取られる(そして、無数の人々にまですぐに広がり得る)ので、校外の生の会話より学校環境を害する直接の傾向がしばしばある。第3には、表現は移動するので、たとえ校外で始まるとしても、学校が表現を校内とみなすことのできる場合が時々ある。たとえば、生徒が校内で低俗なちらしを配るとき、校外でちらしをつくったとしても、学校が生徒に対する in loco parentis の権限を有する(しつけることができる)ことを誰も疑わない。ソーシャルメディアの表現が校外で発せられ、校内で受け取られるとき、同じことは多くの文脈で真実である。たしかに、この論理は、表現の校内での存在がその校外の起源に直接の関係がないところには一生徒が、兄弟のスケッチを授業期間に「まったく偶然に」持って来る時のように⁵¹⁾適用されないかもしれない。学校が校内で個人のデバイスまたはソー

シャルメディアの使用を禁止すれば、直接の原因の中断はより頻繁に起こるかもしれない⁵²⁾。しかし、表現が校内に移動することが予見できる所では、学校には表現を校内表現とみなす、より強い主張がある。

当該事件では、B.L.の表現を校外の表現とみなすことは意味がある。B.L.の表現が校内で受け取られたという証拠はほとんどない。チアリーディング・コーチは、B.L.の表現を実際には見ていない。彼女は、別の生徒によってつくられた表現(スクリーンショット)のコピーを見た⁵³⁾。しかし、多数意見はこのことに言及していない。表現が校外で発せられるとき、学校はよりしばしば表現を規制することができないとだけ述べて、後は将来の事件に託した。

注

- 1) 376 F.Supp.3d 429 (2019).
- 2) 964 F.3d 170, 194 (3rd Cir. 2020).
- 3) *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U.S. 503 (1969).
- 4) *Bethel School Dist. No. 403 v. Fraser*, 478 U.S. 675, 684 (1986).
- 5) *Tinker*, 393 U.S., at 513.
- 6) *Fraser*, at 685.
- 7) *Morse v. Frederick*, 551 U.S. 393, 409 (2007).
- 8) *Hazelwood School Dist. v. Kuhlmeier*, 484 U.S. 260, 271.
- 9) Brief for Respondents (被告の上訴趣意書) 36-37.
- 10) *See* Tr. of Oral Arg. (口頭弁論の記録) 71, 85.
- 11) *Chaplinsky v. New Hampshire*, 315 U.S. 568 (1942).
- 12) *Cohen v. California*, 403 U.S. 15, 19-20 (1971).
- 13) *Id.*, at 24.
- 14) *See also id.*, App. at 27, 47, and n. 9, 78, 82.
- 15) *Tinker*, 393 U.S., at 514.
- 16) App. 82-83.
- 17) App. 81.
- 18) *Tinker*, 393 U.S., at 508.
- 19) *Tyson & Brother v. Banton*, 273 U.S. 418, 447 (1927) (ホームズ裁判官の反対意見)。
- 20) *See ante*, at 2046.
- 21) *Morse v. Frederick*, 551 U.S. 393, 397, 403, 405, 406, n. 2, 408 (2007) (内部引用符を削除); *Hazelwood School Dist. v. Kuhlmeier*, 484 U.S. 260, 266 (1988) (内部引用符を削除); *Tinker*, 393 U.S., at 506.
- 22) *Kuhlmeier*, 484 U.S., at 279 (ブレナン裁判官の反対意見)。
- 23) *Morse*, 551 U.S., at 413, 416 (トーマス裁判官の同意意見)。
- 24) 1 W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* 441 (1765) (some emphasis added).
- 25) *See Ingraham v. Wright*, 430 U.S. 651, 660, n. 14, 97 S.Ct. 1401, 51 L.Ed.2d 711 (1977) (1918年までに「すべての州で強制通学法が施行された」)。
- 26) *See* National Center for Education Statistics (NCES), *State Education Practices*, Table 5.14: Number of Instructional Days and Hours in the School Year, by State, 2018, https://nces.ed.gov/programs/statereform/tab5_14.asp.
- 27) 例えば、ペンシルベニアでは年間180日以上が求められる。*See* Pa. Stat. Ann., Tit. 24, § 13-1327.1(c) (Purdon 2016).生徒は、英語、数学、科学、地理学、歴史、公民科、安全教育、健康、体育、音楽と芸術を教えられなければならない。§§13-1327.1(c)(1)-(2)。両親は彼らの子供の学習材料と進展の現在の詳細な記録を維持することを要求される(§13-1327.1(e)(1))、そして、彼らは、「適切な教育がなされている」か決める

ために、1年の評価のために教員または心理学者にそれらの記録を渡さなければならない。§13-1327.1(e)(2)。評価は子どものインタビューも含む。ibid. 評価が完了したら、公立学区の管理者に提出される。 §§ 13-1327.1(e)(2), (h)(1)。本部長と審問官が、子どもが適切な教育をなされていない、その決定の両親の訴えが不成功となれば、子どもは居住の公立学区または私立学校にすぐに登録される。 §§ 13-1327.1(k)-(1)。

- 28) See NCES, School Choice in the United States, 2019, Table 206.20: Percentage Distribution of Students Ages 5 through 17 Attending Kindergarten through 12th Grade, By School Type or Participation in Homeschooling and Selected Child, Parent, and Household Characteristics, Selected Years 1999 Through 2016, https://nces.ed.gov/programs/digest//d19/tables/dt19_206.20.asp.
- 29) *Tinker*, 393 U.S., at 513.
- 30) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205, 232 (1972); *Pierce v. Society of Sisters*, 268 U.S. 510, 534-535 (1925).
- 31) See, e.g., *Iancu v. Brunetti*, 588 U.S. ____ (2019); *Matal*, 582 U.S. ____; *Snyder v. Phelps*, 562 U.S. 443 (2011); *Cohen v. California*, 403 U.S. 15 (1971); *Brandenburg v. Ohio*, 395 U.S. 444 (1969) (per curiam).
- 32) See, e.g., Pa. Cons. Stat. §2706(a); Tex. Penal Code Ann. §22.07(a) (West 2020).
- 33) See, e.g., *McNeil v. Sherwood School Dist.*, 88J, 918 F.3d 700, 704 (C.A.9 2019) (per curiam) (生徒は生徒の「対象者リスト」を作成して、暴力のグラフィック・イメージを引いた); *Wynar v. Douglas County School Dist.*, 728 F.3d 1062, 1065-1066 (C.A.9 2013) (生徒は、校内で銃乱射を犯すことについて話した); *Wisniewski v. Board of Ed.*, 494 F.3d 34, 36 (C.A.2 2007) (生徒が、弾丸を彼の英語の先生の頭に発砲しているピストルを表しているメッセージを送った); *Porter v. Ascension Parish School Bd.*, 393 F.3d 608, 611 (C.A.5 2004) (学生は、ガソリン・タンカー、ミサイル発射装置台、ヘリコプターと武装した個人による攻撃を受けた彼の学校を表している絵を描いた); *Doe v. Pulaski County Special School Dist.*, 306 F.3d 616, 619 (C.A.8 2002) (en banc) (生徒は、彼の元ガールフレンドに猥褻行為をして、強姦して、殺害したいという願望を表明している手紙を下書きした); しかし、*Conroy v. Lacey Twp. School Dist.*, 2020 WL 528896, *1 (D. N.J., Jan. 31, 2020) (2人の高校生は土曜日にライフル射撃場で合法に購入された銃で彼らを撃つ写真をスナップチャットに投稿し、「『学校に来るのを神経質』に」した); see also *Conroy v. Lacey Twp. School Dist.*, No. 3:19-cv-09452, 2020 WL 528896 (D. N.J., Aug. 25, 2020) (解決の後に権利の侵害をもって訴訟を棄却する条理)。
- 34) See, e.g., *Doninger v. Niehoff*, 527 F.3d 41, 45 (C.A.2 2008) (学生自治委員会のメンバーは彼女の個人的なブログに、管理について不満を言い、読者が不満を言うために学校に電話をするか、電子メールを送るのを奨励するメッセージを載せた); *Evans v. Bayer*, 684 F.Supp.2d 1365, 1367 (S.D. Fla. 2010) (彼らの教員の「嫌悪を学生が表す」フェイスブック・グループをつくった)。
- 35) 法廷助言者 (Amicus Curiae) としての大学運動支持者の訴訟事件摘要書 (Brief for College Athlete Advocates) 12-21; 法廷助言者 (Amici Curiae) として生徒新聞法律センターの訴訟事件摘要書 (Brief for Student Press Law Center) 10-11, 17-20, 30.
- 36) See, e.g., *S. J. W. v. Lee's Summit R-7 School Dist.*, 696 F.3d 771, 773-774 (C.A.8 2012) (特定の女子同級生について、さまざまな攻撃的で、人種差別的で性的に露骨なコメントを送った); *Kowalski v. Berkeley County Schools*, 652 F.3d 565, 567-568 (C.A.4 2011) (性交感染症があったと他の生徒を非難するオンライン・ディスカッション・グループをつくった); *Dunkley v. Board of Ed. of Greater Egg Harbor Regional High School Dist.*, 216 F.Supp.3d 485, 487 (N.J. 2016) (他の生徒の出演と競技の能力について侮辱するために、匿名のツイッター・アカウントを使った)。
- 37) See, e.g., *Saxe v. State College Area School Dist.*, 240 F.3d 200, 206-207 (C.A.3 2001).
- 38) *McDonald v. Chicago*, 561 U.S. 742, 813 (2010) (トーマス裁判官の一部同意、結果同意意見)。
- 39) See, *Morse*, 551 U.S., at 419 (同意意見)。
- 40) See, e.g., *Lander v. Seaver*, 32 Vt. 114, 120 (1859).
- 41) *Id.*, at 115 (強調削除)。
- 42) *Id.*, at 120.
- 43) *Id.*, at 115, 120.
- 44) *E.g., Fraser*, 478 U.S., at 683-684; ante, at 2050-2051.

- 45) Tr. of Oral Arg. 31, 57.
- 46) *Morse*, 551 U.S., at 411-413.
- 47) *Id.*, at 416.
- 48) M. Katz, A History of Compulsory Education Laws 17 (1976).
- 49) Cf. *id.*, at 11-13.
- 50) *See, e.g.*, ante, at 2050-2051.
- 51) *Porter v. Ascension Parish School Bd.*, 393 F.3d 608, 615, 617-618 (C.A.5 2004).
- 52) *See* Tr. of Oral Arg. 68-69.
- 53) Ante, at 2043.